

(4) 群馬県伊勢崎市

《取組の概要》

個人情報保護法の全面施行前に情報公開兼個人情報保護担当を置き、市民及び庁内からの問い合わせに対応している。

また、庁内において個人情報の保護と利用に関する研修会を行っている。一方、市民に対しては広報・啓発活動を通じて、個人情報への理解促進に努めている。

《取組のポイント》

専属窓口を設置することで情報の集約及び判断の統一が可能となっている。

啓発活動の具体的な成果として、一度は中断した行政協力員の名簿の作成が可能となっている。

(i) 「個人情報」を取り巻く環境

(ア) 伊勢崎市における個人情報保護の動き

伊勢崎市では平成 11 年に伊勢崎市個人情報保護条例を策定した。その後、平成 17 年に赤堀町、東村、境町との合併を機に改正を行った。平成 17 年以前の取組は、庁内の個人情報を外部に流出させない、情報セキュリティの面が強かった。しかし、平成 18 年頃から、個人情報に対する市民の関心が高くなり、庁内では個人情報の取扱いに関して、若干の混乱が見られたので、個人情報の取扱いに関する広報や研修会などを実施するようになった。

(イ) 伊勢崎市における「過剰反応」

自治区長など行政協力員の個人情報を、転入してきた住民に提供できないという事態が生じた。これは、複数の区長や PTA 等各種団体から自分たちの個人情報が不特定の人物に提供されることに対する懸念が出されたため、一部の区長等に関しては、個人情報の提供を取りやめることにした。個人情報保護法全面施行以前は、特に問題なく転入者に対する区長らの個人情報の提供は行っていた。

また、警察署や弁護士、裁判所から、伊勢崎市に対して個人情報を含む情報に関する問い合わせがあった場合、その情報を依頼先に提供してよいのか判断ができないとの相談が情報公開兼個人情報保護担当に寄せられた。特に消防や市営病院の救急外来などから裁判所や警察署に個人情報を提供してよいのかという相談が多かった。その都度、情報公開兼個人情報保護担当において、伊勢崎市個人情報保護条例に則って、判断を示していた。

(ii) 個人情報の適正利用における取組内容

(ア) 具体的な取組内容

組織的な取組としては、情報公開兼個人情報保護担当を設置したこと、また、平成 19 年 10 月には個人情報保護管理者（課長級）を置くようになった。

その他の取組として、個人情報保護管理者とその他の職員では通常業務において個人情報

を取り扱う視点が異なることに配慮し、職員研修を個人情報保護管理者向けとその他の職員向けに分けて行っている。

市民に対しては、ホームページなどを通じて啓発活動を行っている。ホームページでは、個人情報保護制度の概要（伊勢崎市個人情報保護条例や個人情報保護法、個人情報の定義など）について説明するとともに、個人情報の保護と有益な活用を実現するため、「過剰反応」に関する説明、第三者提供が可能な場合の事例などを示している。

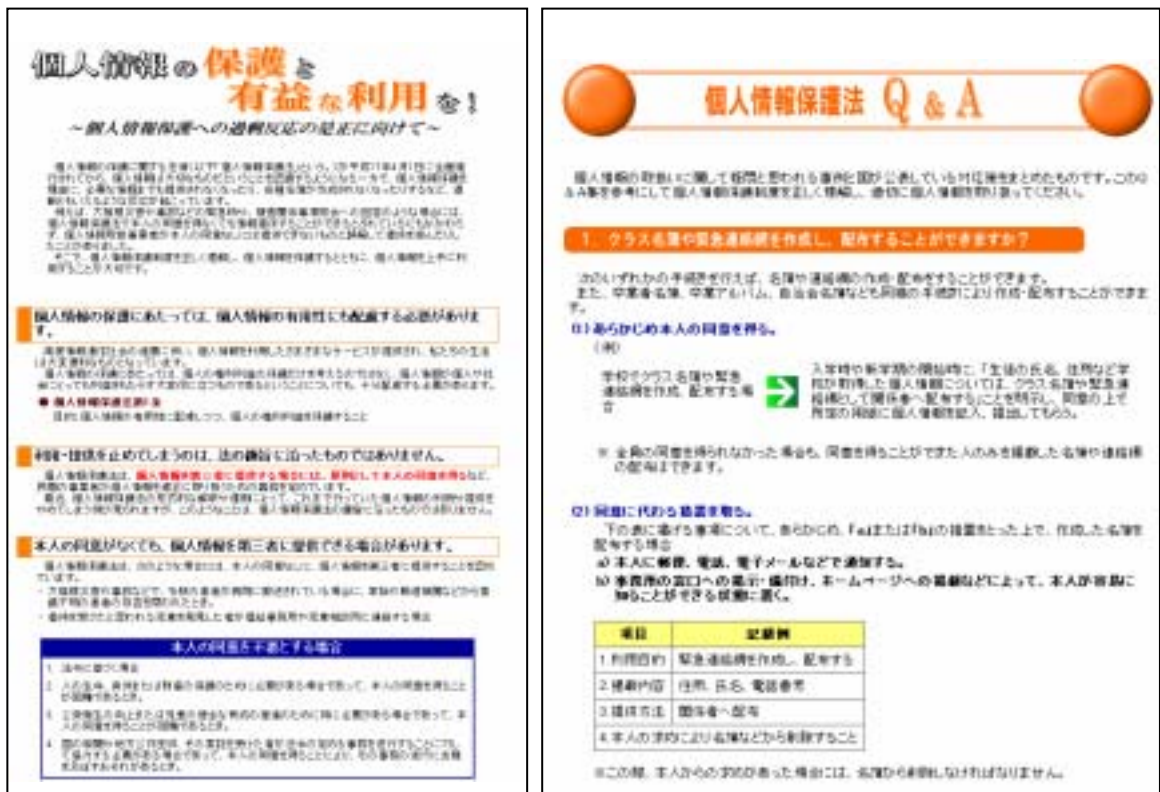


図 2-9 伊勢崎市の「過剰反応」対策のホームページ

(イ) 取組の特徴

専属窓口の設置

個人情報保護法の全面施行に先立ち、平成 17 年 1 月に情報公開兼個人情報保護担当を設置した。この情報公開兼個人情報保護担当は、伊勢崎市における個人情報の取扱いに関する専属窓口となっており、市民・事業者の他に職員からの相談も受けるようになっている。

つまり、市民や職員が個人情報の取扱いで疑問に思うケースなどが相談窓口を集約され、管理される。この集約・管理されたケースを、伊勢崎市個人情報保護条例などに照らし合わせて、庁内の統一見解を示すため、部署によって判断に差が生じることがないなどのメリットが生まれている。

行政協力員に対する啓発活動

個人情報保護法全面施行以前、区長や民生委員など行政協力員の個人情報を転入者に知らせていた。しかし、個人情報保護法全面施行以降に、一部の区長等から自分の個人情報が不

特定の人物に提供されることに不安があるとの意見が出されたため、懸念を示した区長等に関しては転入者への情報提供を取りやめた。また、これがきっかけとなり、庁内においても行政協力員の情報が一部共有されない事態となった。

これにより庁内の事務作業が滞ったため、情報公開兼個人情報保護担当が、行政協力員から個人情報の庁内での共有及び転入者への提供に関する同意を得ることを担当課に促した。これを受けて担当課では伊勢崎市個人情報保護条例について説明するとともに、同意を得るため複数回個別に行政協力員に接触し、同意を得る努力をした。

また、行政協力員の会合などにおいて、担当課が利用目的、庁内での共有、転入者等へ提供することを口頭で説明した。

この行政協力員から同意を得る取組は、行政協力員が毎年変わるため、毎年度当初に行うようにしている。

(ウ) 取組による成果

市民や職員から、個人情報の取扱いに関する問い合わせが減ってきており、個人情報の適正利用などに関する理解が深まっていると考えている。

具体的な成果としては、行政協力員の名簿が庁内で共有できるようになったため、事務作業を以前のように滞りなく進めることができるようになった。

(iii) これからの取組

職員に対する個人情報保護と「過剰反応」に対する研修を続けていく。また、研修資料として対応事例集を作る予定である。情報公開兼個人情報保護担当に集約される情報を活用したい。

市民向けには、個人情報保護と「過剰反応」に関するパンフレットを作成し、配布する予定である。

参考 URL

- ・伊勢崎市の個人情報に関するホームページ

http://www.city.isesaki.lg.jp/living/koukai/kojin/kojin_over.htm